

介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書(令和7年度)

1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジン キングス ガーデン サイトマ		
法人名	社会福祉法人キングス・ガーデン埼玉		
法人所在地	〒	350-0806	
	埼玉県川越市大字天沼新田字水窪247-2		
フリガナ	カトウ マユミ		
書類作成担当者	加藤 まゆみ		
連絡先	電話番号	048-929-0010	E-mail soka.kg.jim@aa.wakwak.com

2 賃金改善計画:加算額以上の賃金改善について(全体)

令和7年度に賃金改善が必要な額と賃金改善の見込額			
① 令和7年度の加算の見込額	a)	69,451,140	円
② 令和6年度の加算額のうち、令和7年度の賃金改善に充てるために繰り越す予定の額	b)	2,000,000	円
③ 令和7年度の賃金改善に充てる必要がある加算の見込額(賃金改善が必要な額)(a + b)	c)	71,451,140	円
④ 令和7年度の賃金改善の見込額 (③の額以上となること。介護人材確保・職場環境改善等事業から人件費に充てた額を除く。)	d)	75,000,000	円

【記入上の注意】

- 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、令和6年度分の加算額の全額を令和6年度内の賃金改善に充てることは求めず、介護サービス事業者等の判断により、その一部を令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることを認めている。令和7年度に繰り越す予定の額を(b)に記載すること。また、繰越分は全額令和7年度の賃金改善に充て、期間中に事業所が休廃止した場合には、必ず一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分すること。
- (d)には、令和6年度からの繰り越し分(b)の配分を含め、令和7年度に実施する賃金改善の見込額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 介護職員等処遇改善加算の要件について

(1)月額賃金改善要件Ⅰ(処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善)【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

別紙様式2-2「①月額賃金改善要件Ⅰ」の欄から転記			
① 令和7年度の処遇改善加算Ⅳ相当の見込額の1/2		22,351,488	円
② 令和7年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額 (①の見込額以上となること)		60,900,000	円

【記入上の注意】

- 令和7年4月以降の処遇改善加算の配分方法のうち、基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)で行っている賃金改善の総額を記入してください。

(2)月額賃金改善要件Ⅱ(旧ペア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善)【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

※令和7年3月時点で処遇改善加算Ⅴ(1)・(3)・(5)・(6)・(8)・(10)・(11)・(12)・(14)を算定していた事業所のみ

別紙様式2-2「②月額賃金改善要件Ⅱ」の欄から転記			
令和7年4月以降の加算(見込額)のうち、新たに増加する旧ペアベースアップ等加算相当の見込額			
① 上記①を原資として実施する新たな賃金改善の見込額		円	
② ①のうち、基本給等の新規の5/10月による賃金改善の見込額(①の額の2/3以上となること) (月額内に見込額1/2が月額賃金改善によるもの)		円	

(3)キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ(任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等)【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

別紙様式2-2「③・④キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)

○

(4)キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)【処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ】

別紙様式2-2「⑤キャリアパス要件Ⅲ」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)

○

(5)キャリアパス要件Ⅳ(改善後の賃金要件)【処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ】

別紙様式2-2「⑥キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記

○

※上記「○」が付いた場合、この欄に記入すること。

「改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設けない場合の理由

- ☐ 小規模事業所等で職員の賃金アップに限度があるため。
- ☐ 賃金全体の賃金水準が高い、地域的な賃金水準が高い等の理由により、現状に準拠して賃金を引き上げることに困難があるため。
- ☐ 年額440万円の賃金を設定するには、当該施設の運営コストや職員の労務負担に一定割合を要するため。
- ☐ その他。

(6)キャリアパス要件Ⅴ(介護福祉士等の配置要件)【処遇改善加算Ⅰ】

別紙様式2-2「⑦キャリアパス要件Ⅴ」の欄から転記

○

(7)職場環境等要件【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

介護人材確保・職場環境改善等補助金の要件を満たしており、補助金を申請予定又は申請済であるため、令和7年度中の職場環境等要件の適用が猶予される。

○

補助金を申請予定でない場合、各加算区分の算定に必要な令和7年度中の職場環境改善を、必ずしも実施する場合に、下記の職場環境等要件の表にチェックをいくつにする。

【処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ】

該当

- ① 施設に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(○)する又は令和7年度中に要件の値を行う契約をすること(無効)。
- ② ①「人材確保に向けた取組」、「資質の向上とキャリアアップに向けた支援」、「孤立支援(多様な働き方の推進)」、「職能を高め心身の健康増進」及び「よりよい働きかたの達成」の区分ごとに2以上の取組を実施すること。
- ③ ①または②上のための取組のうち2以上の取組(うち1つ又は2つは必須)を実施すること。

【処遇改善加算Ⅲ・Ⅳ】

- ① 施設に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(○)する又は令和7年度中に要件の値を行う契約をすること(無効)。
- ② ①「人材確保に向けた取組」、「資質の向上とキャリアアップに向けた支援」、「孤立支援(多様な働き方の推進)」、「職能を高め心身の健康増進」及び「よりよい働きかたの達成」の区分ごとに3以上の取組を実施すること。
- ③ ①または②上のための取組のうち3以上の取組を実施すること。

区分	内容
入職促進に向けた取組	① 介護人材確保の経費補助金やケア人材・人材育成費助成、その他国のための施策・施策効果の活用等。 ② 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための知識移転。 ③ 介護従事者の転居者、土曜職、生業年度者等、新卒者・有資格者等にこれら以外の幅広い採用の仕組みの構築(標準の構築でも可)。 ④ 就業体験の受け入れや研修生等への研修や士気向上による離職防止に向けた取組の実施。
資質の向上とキャリアアップに向けた支援	① 施設長や介護職員等に対する無資格研修等修了支援、より専門性が高い介護技術の習得を行うこととする者に対する二重・三重研修、メンター・ピアサポート等、就業支援、就業移行、就業定着、キャリア支援等に関する研修、研修員に対するメンター・ピアサポート研修の提供支援等。 ② 研修の受講やキャリアアップ研修・研修等に関する取組。 ③ エビデンス・エッセンス(仕事やケアの質の向上)等に関する研修や研修等に関する取組。 ④ 介護士や介護職員によるキャリアアップ研修や、キャリアアップ研修等に関する取組の提供の支援。 ⑤ 介護士や介護職員が介護士としての成長を目指すための研修や研修等に関する取組、各施設内研修活動の促進。
孤立支援(多様な働き方の推進)	① 介護従事者の状況に応じた柔軟な働き方や時間・労務管理の導入、従業員の希望に即した非正規雇用から正規雇用への転換の取組等の実施。 ② 非正規雇用と正規雇用間の異動等のため、異動のための研修や研修、週間以上の休職等による異動等、介護士や介護職員が働きやすい環境を整えること、取組等に関する取組の提供、介護士や介護職員が働きやすい環境を整えること、取組等に関する取組の提供。 ③ 介護士や介護職員が働きやすい環境を整えること、取組等に関する取組の提供、介護士や介護職員が働きやすい環境を整えること、取組等に関する取組の提供。
職能を高め心身の健康増進	① 介護士や介護職員が働きやすい環境を整えること、取組等に関する取組の提供、介護士や介護職員が働きやすい環境を整えること、取組等に関する取組の提供。 ② 介護士や介護職員が働きやすい環境を整えること、取組等に関する取組の提供、介護士や介護職員が働きやすい環境を整えること、取組等に関する取組の提供。 ③ 介護士や介護職員が働きやすい環境を整えること、取組等に関する取組の提供、介護士や介護職員が働きやすい環境を整えること、取組等に関する取組の提供。
よりよい働きかたの取組	① 介護士や介護職員が働きやすい環境を整えること、取組等に関する取組の提供、介護士や介護職員が働きやすい環境を整えること、取組等に関する取組の提供。 ② 介護士や介護職員が働きやすい環境を整えること、取組等に関する取組の提供、介護士や介護職員が働きやすい環境を整えること、取組等に関する取組の提供。 ③ 介護士や介護職員が働きやすい環境を整えること、取組等に関する取組の提供、介護士や介護職員が働きやすい環境を整えること、取組等に関する取組の提供。

見える化資料【処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ】

- ① 実施する期間方法について、チェック(○)すること。なお、令和7年度中の算定のみでも差し支えない。

- ② ホームページへの掲載
 - ① 職場環境等要件の26項目のうち、実施する取組項目の「介護サービス提供改善システム(介護従事者の働き方)」での掲載
 - ② 職場環境等要件の26項目のうち、実施する取組項目の「介護サービス提供改善システム(介護従事者の働き方)」での掲載

4 要件を満たすことの確認・証明

- 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認事項		証明する資料の例 (指定権者からの求めに応じて提出)	○
✓	処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。また、処遇改善加算による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	就業規則、給与規程、給与明細等	
✓	令和7年度に繰り越す予定の額(2②)がある場合は、全額、令和7年度の賃金改善に充てます。期間中に事業所が休廃止した場合には、一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、給与明細等	
✓	キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲのうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に書面を整備します。	就業規則、給与規程、資質向上のための計画等	
✓	労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—	
✓	労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書	
✓	本計画書の内容及び賃金改善の方法を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書	
✓	指定権者のホームページ等で申請先を確認しており、処遇改善加算の提出先として案内のあった申請先に提出します。	—	

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本様式への虚偽記載のほか、処遇改善加算の請求に関して不正があった場合及び指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いがないこと及び
記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。

令和 7 年 4 月 15 日 法人名 社会福祉法人キングス・ガーデン埼玉
代表者 職名 理事長 氏名 片岡 正雄

(確認用) 提出前のチェックリスト

- 以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。
- ※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について		○
令和7年度に繰り越す予定の額を含む、令和7年度の賃金改善が必要な額以上の賃金改善を行う計画となっていること		

3 介護職員等処遇改善加算の要件について			○
(1)	月額賃金改善要件Ⅰ	処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善を行う計画になっていること	
(2)	月額賃金改善要件Ⅱ	旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善を行う計画になっていること	
(3)	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に介護職員の任用要件・賃金体系を定めること及び研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること	
(4)	キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に昇給の仕組みを整備することを誓約していること	
(5)	キャリアパス要件Ⅳ	改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になっていること。ただし、満たさない場合は、小規模事業所等である等の理由を記載すること	
(6)	キャリアパス要件Ⅴ	キャリアパス要件Ⅴ(介護福祉士等の配置要件)を満たすこと	
(7)	職場環境等要件	介護人材確保・職場環境改善等事業を申請予定若しくは申請済である又は各加算区分の算定に必要な要件を満たしていること 情報公表システム等での見える化要件を満たすこと	

4 要件を満たすことの確認・証明		○
必要な項目が全て選択されていること		
誓約・記名が行われていること		